

■ 基本的な考え方

劇場や観覧席、集会所、大規模物品販売店舗等の長時間利用する施設などについては、託児室やおむつ替え、授乳のできる場所等の設備を設ける必要があります。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一般基準	【再掲：08 トイレ】⑪1以上の便房にベビーチェア等を設け、当該便房及び便房のある便所の出入口に表示しているか	条 17-2-2	別表第1 (学校以外)
	【再掲：08 トイレ】⑫1以上のベビーベッド等を便所に設け、当該便所の出入口に表示しているか (ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)	条 17-2-3	別表第4
	【再掲：08 トイレ】⑬ ⑭とは別にベビーベッド等(おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)を、⑧とは別に水洗器具(オストメイト対応、簡易水洗可)を1以上設けているか(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-2-4	別表第5
円滑化経路 移動等	【再掲：03 廊下】⑤授乳・おむつ替え場所を設置し、当該場所の出入口に表示しているか	条 19-2-2-イ	別表第9
	【再掲：03 廊下】⑥次の建築物(床面積の合計が1,000㎡以上)を建築する場合、乳幼児を預かることのできる部屋(託児所、キッズルーム等)を設置し、当該部屋の出入口に表示しているか ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場、公共体育館等、ボーリング場、遊技場	条 19-2-2-ウ	条 19-2-2-ウ

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準(ベビーチェア、ベビーベッド)> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
⑪ ベビーチェア	ベビーチェア…乳幼児を連れた者が、乳幼児を側に座らせて便所を利用することができるようにするために必要な便房内の設備をいう。 ●ベビーチェアを有する便房を建物全体で1以上(男子用、女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。ただし、学校は除く。 ●ベルト等により、乳幼児を安全に座らせることができるものとする。 ●ベビーベッドとの兼用はできない。 ◇便座に座った状態から手が届く範囲、便器前方に近接した位置に設ける。 ◇出入口の入口は65cm以上とし、ベビーカーごとに入れるゆとりある広さの便房とする。戸の開閉に支障ないものとする。 ◇車椅子使用者用便房に設ける場合は、車椅子使用者の利用に配慮し、適切なスペースを設ける。 ◇乳幼児が届く範囲に便房内の鍵を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、鍵を2段階の高さに設置する。	条 17-2-2 【図 1、2】 標 2-10.4.1.2~4
◎配慮事項	◇手荷物台置台や小物・衣類を掛けるフックを設ける。	標 2-10.4.1.4.2
⑫ ベビーベッド	ベビーベッド…乳幼児等のおむつ替えを行うために便所内に必要な設備をいう。 ●ベビーベッド設置した便所を建物全体で1以上(男子用および女子用の区別がある	【図 3】 条 17-2-2

項目	解 説	参照条文等
	ときは、それぞれ1以上)設置する。ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合は除く。 ◇車椅子使用者用便房に設ける場合は、車椅子使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保する。	
◎配慮事項	◇ベビーベッドを利用する乳児に、照明の光が直接目に入らないように照明位置を配慮する。 ◇ベビーベッドから目や手を離さず利用できる位置に、荷物置台やおむつ用ごみ箱等を設置する。 ◇ベビーベッドは落下措置が講じられたものとする。 ◇立位姿勢でのおむつ替え、着脱衣の着替え用の着替え台を設置する。 ◇乳幼児を連れた者の利用が特に多い建築物については、便房外に設けたほうが、便所の混み具合に左右されないため効率的で、利用しやすいように配置する。	標2-10.4.1.4.2
◎標識	●乳幼児用設備を有する便房及び便房のある便所の出入口には当該設備があることを表示する標識を設ける。 ●「13 標識」の一般基準の⑨⑩標識を準用する。	条17-2-2 【図5】
⑩分散配置	●「08 トイレ」の一般便房の解説⑮分散配置を準用する。	条17-2-3

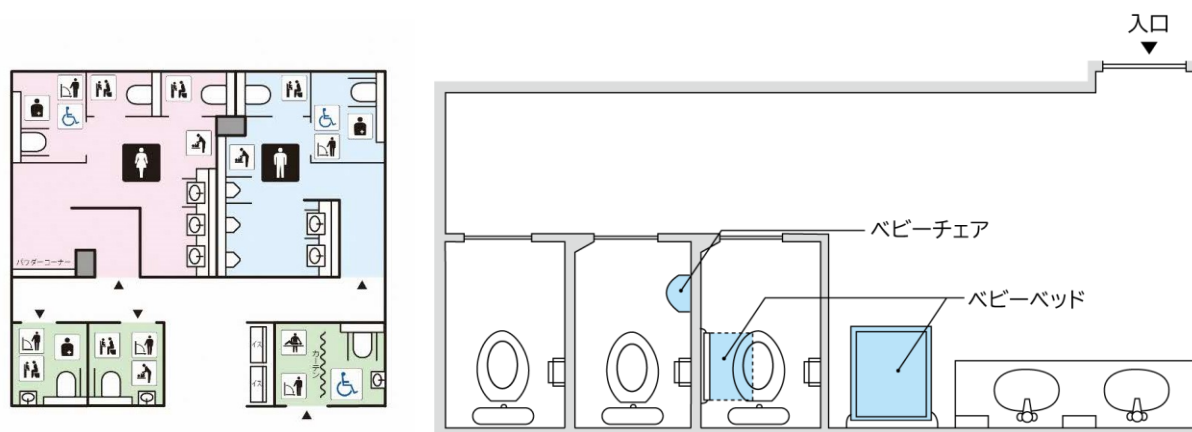
<移動等円滑化経路の基準(授乳及びおむつ交換ができる場所)>

項目	解 説	参照条文等
⑤ 授乳・おむつ 替え場所	授乳室…母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースをいう。 おむつ替え場所…おむつを替えるためのスペースをいう。 ◇授乳及びおむつ替えができる場所として独立した部屋を設けることが望ましい。 しかし、スペース的に困難な場合には、待合室等の一部を利用して授乳コーナーを整備することもできる。 ◇人目を気にせず、かつ防犯面に配慮して授乳できるように、専用の授乳室を設けることが望ましい。 ◇個室となる場合は、鍵やカーテンの設置などの防犯面にも留意する。 ◇おむつ交換台の下部又はその付近には、荷物棚を設ける。また、ベビーカーを収納できるスペースを設けることが望ましい。 ◇大きめのおむつ用汚物入れを設け、利用者が子供から離れずにすむようにベッドの近くに設置する。	【図4】
◎設備	◇授乳室には、手洗器や哺乳びんの洗浄用の流し台、調乳用の給湯器を設ける。 ◇利用者が乳幼児に離乳食をあげる時、乳幼児を座らせることができる高めのいすと、保護者用のいすを設ける。	
◎配慮事項	◇授乳用のいすは、体勢が安定する背もたれ付きものとする。 ◇個室となる場合は、鍵やカーテンの設置などの防犯面にも留意する。	
◎標識	●授乳及びおむつ替えができる場所の出入口付近には、授乳・おむつ替え場所があることを表示する標識を設ける。 ◇玄関に授乳・おむつ替え場所等の設備があることを表示するわかりやすい案内標識を設ける。	条19-2-2-イ 【図5】
⑥ 託児所、キッ	託児所、キッズルーム…子どもや幼児を自由に遊ばせることができるスペースをいう。	

項目	解 説	参照条文等
ズルーム等	◇ベビーベッドやいすは、適切に配置し、ベビーカー等での通行にも配慮する。授乳スペースには、カーテン、ついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する。	
◎標識	●乳幼児を預かることのできる部屋(託児所、キッズルーム等)の出入口付近には、乳幼児を預かることのできる部屋があることを表示する標識を設ける。	条 19-2-2-ウ

■ 参考図

図 1 ベビーベッド・ベビーチェア等の配置例



※便房内に設置する場合は、便座のふたと干渉しないように配慮が必要です。

図 2 ベビーチェアの設置例

<生後5カ月から2歳半程度の例>

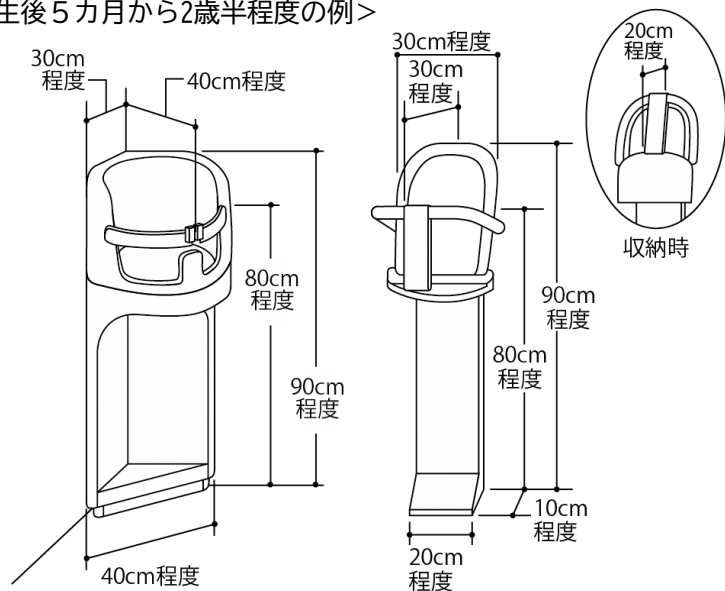
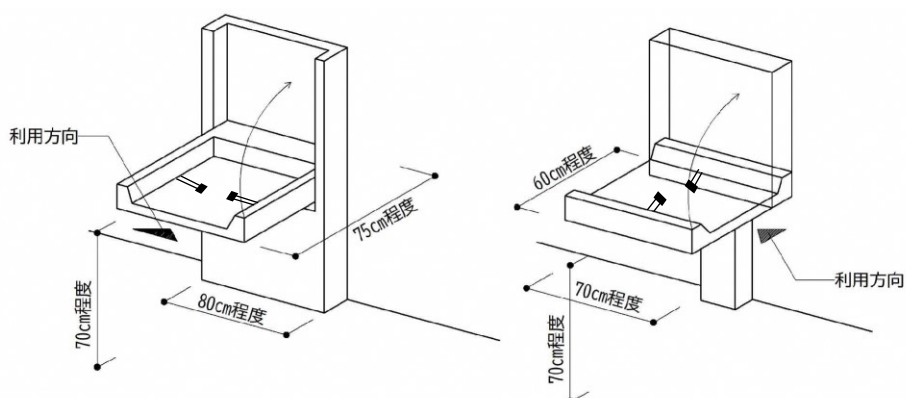


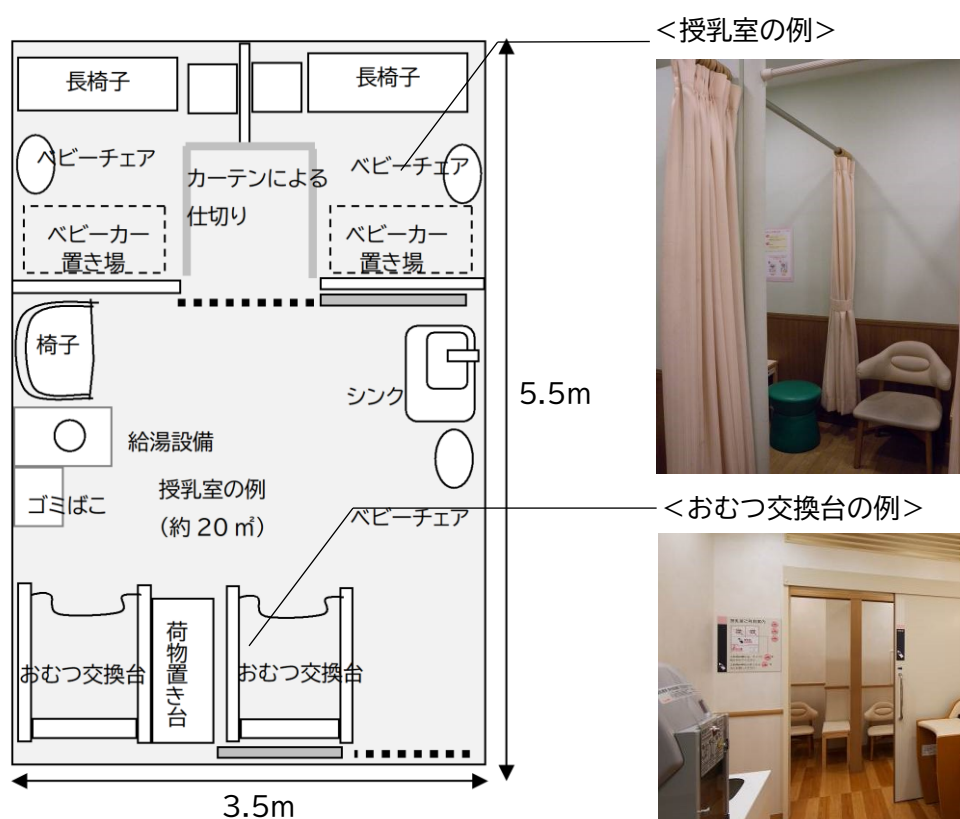
図 3 ベビーベッドの設置例

<生後1カ月から2歳半程度の例>



参考図

図 4 授乳・おむつ替え場所の設備例



＜おむつ交換台の例＞



＜ミニマムな機能の授乳室の例＞

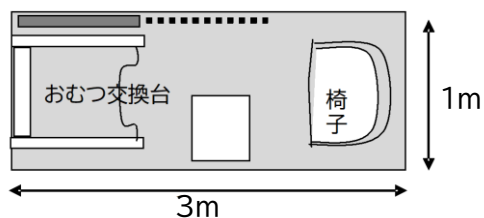


図 5 標示例



おむつ交換台
Diaper
changing
table



ベビーチェア
Baby chair

